

2017年11月

## アジア地域ファンド・パスポート(ARFP) ～運用開始に向けた進捗～

弁護士 竹岡 真太郎

APEC(Asia-Pacific Economic Cooperation:アジア太平洋経済協力)の主導のもと、現在、アジア地域ファンド・パスポート(Asia Region Funds Passport)(以下、「ARFP」という。)の運用開始に向けた準備が進められている。当事務所の2016年1月のニュースレター「アジア地域ファンド・パスポート(ARFP)」([http://www.amt-law.com/pdf/bulletins10\\_pdf/160129.pdf](http://www.amt-law.com/pdf/bulletins10_pdf/160129.pdf))において、ARFP 構想について概説したところであるが、その後、ARFP の協力覚書(Memorandum of Cooperation)の締結や、合同委員会の設置が行われ、2017年10月の時点では、2018年上半期中にARFPの運用開始が見込まれている。

本ニュースレターでは、主に2016年1月以降のARFP運用開始に向けた準備の進捗状況および今後の見通しについて概観する。

### 1 ARFP とは

ARFP とは、その参加国・地域(以下、「パスポート参加国」という。)において組成されたファンドが、パスポート・ファンドとしての登録を受けた場合には、他のパスポート参加国においても、ARFP 上のルール(以下、「パスポート・ルール」という。)で定められた一定の手続きを経ることにより、その販売が認められる制度である。

現在、ファンドの販売にあたっては、国ごとに様々な規制が課されている。例えば日本においては、投資信託や投資法人の組成にあたり、投資信託及び投資法人に関する法律に基づく届出義務が課される。また、投資信託の受益証券や投資法人の投資証券の国内での公募を行う場合には、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の提出が必要となる。このような規制は各国固有であるため、仮に日本国内でこれらの規制に従った手続きを行ったとしても、他国においてファンドの販売を行うためには、当該国の規制に従った手続きを改めて行う必要がある。

しかし、ARFP では、当該ファンドが組成されたパスポート参加国(以下、「ホーム国」という。)においてパスポート・ファンドとしての登録を受けることにより、ホーム国以外のパスポート参加国(以下、「ホスト国」という。)においても、パスポート・ルールに基づく所定の手続きを経ることで、その販売が可能となる。これにより、国ごとに別個の規制および手続に対応しなければならない従来の制度での負担を軽減し、パスポート参加国相互におけるクロスボーダーでのファンド販売を促進することが企図されている。

## 2 ARFP 運用開始に向けた進捗状況

### (1) 協力覚書の締結

ARFP は 2009 年にオーストラリアにより創設が提言され、2010 年から APEC の参加国・地域が年 2 回の頻度で ARFP 構想について検討する会合を開催し、制度立ち上げに向けた準備を進めてきた。2016 年 4 月 28 日には、オーストラリア、日本、韓国およびニュージーランドが ARFP の協力覚書(Memorandum of Cooperation)に署名し、2016 年 6 月 30 日に協力覚書は発効した。その後、上記 4 カ国に加えタイも協力覚書に署名し、現在ではこれら 5 カ国が協力覚書の締結国となっている。

協力覚書は、パスポート・ルールのほか、ARFP の制度枠組みについて定めたものであるが、その規定の内容が協力覚書締結国において直ちに法的な効力を生じるわけではなく、ARFP の実施にあたっては、各協力覚書締結国において対応する国内法の整備が必要である。なお、協力覚書においては、ホーム国で登録されたパスポート・ファンドの自国での販売の申請をホスト国として審査する体制が整った時点において、当該協力覚書締結国について ARFP が実施されたとみなされることとなっている。そして、いずれか 2 つの協力覚書締結国がかかる実施に至った時点で ARFP の運用が開始する。下記(2)①で触れるように、2017 年 10 月の時点では、2018 年上半期中の ARFP 運用開始が見込まれている。

### (2) 合同委員会の活動

#### ① 合同委員会の設置と対面会合の開催

協力覚書に基づき、パスポートの枠組みの効果的な実施および運営を監督するために、協力覚書締結国により合同委員会が設置されている。かかる合同委員会の対面会合が、これまで 2016 年 11 月、2017 年 4 月および 2017 年 10 月の 3 回にわたり開催されている。ARFP のウェブサイトに掲載されたプレスリリースによれば、直近で 2017 年 10 月にバンコクで開催された第 3 回対面会合においては、主に以下の事項について議論および確認等が行われた。

- ARFP 実施に向けた進捗の確認(2018 年上半期中の ARFP 運用開始を見込む。)
- 協力覚書締結国の拡大に向けた取組み(2017 年 11 月にクアラルンプールにおいて、協力覚書を締結していない国に対して、テクニカル・コンサルテーション・ワークショップを開催。)
- ARFP に関する各国規制ガイダンスについての市中協議(下記②参照)において提出されたコメントの検討、ガイダンスの更新およびコメントへの返答の公表
- ARFP における税の取扱いに関するワーキンググループ(下記④参照)の開催

#### ② ARFP に関する各国規制ガイダンスについての市中協議

合同委員会は、協力覚書締結国がホスト国としてパスポート・ファンドやその運営者に適用する予定の規制について概説した市中協議文書「ARFP に関する各国規制ガイダンス」を、2017 年 7 月 25 日に公表した。このガイダンスでは、(i)開示、(ii)資本規制、(iii)配当、(iv)ローカル・エージェント、(v)ETF の販売にあたっての金融市場へのアクセスならびに(vi)個人情報保護およびマネーロンダリング関係の法制の各項目について、協力覚書締結国における規制の概要が国ごとに記載されており、その内容は 2017 年 9 月 19 日までパブリック・コメントの手に付されていた。本ニュースレターの執筆時点では未公表であるが、提出されたコメントの内容およびコメントへの返答が追って ARFP のウェブサイトに掲載される予定である。

### ③アニュアル・レポートの発行

協力覚書において、協力覚書締結国は、それぞれ当該国における ARFP の運営状況等に関する年次進捗報告書を合同委員会に提出し、合同委員会は各国の報告内容を取りまとめた上で、ARFP のウェブサイトにて ARFP 全体の実績に関する年次進捗報告書を掲載することとされている。これを踏まえ、合同委員会発足以来初となる年次進捗報告書として、2016 年から 2017 年までに係るアニュアル・レポート(以下、「アニュアル・レポート」という。)が、上記②の市中協議文書とあわせ 2017 年 7 月 25 日に ARFP のウェブサイトに掲載された。

アニュアル・レポートでは、2016 年 11 月および 2017 年 4 月に開催された合同委員会の対面会合の概要、税に関する論点についての進捗状況、バックオフィス処理に関する議論の概要、協力覚書締結国の拡大に向けた活動の概要等が掲載されているが、これらとあわせ、パスポート・ファンドとしての登録申請時に情報提供が必要とされる記載項目(いわゆる「パート A」の項目)の一覧表も公表されている。ホーム国においてパスポート・ファンドとしての登録を申請するにあたっては、協力覚書締結国の規制当局が合意した一般的な情報(「パート A」と呼ばれている。)と、各ホーム国の規制当局が個別に提供を要求する情報(「パート B」と呼ばれている。)を、当該パスポート・ファンドのホーム国の規制当局に提供することが必要であるが、今回公表されたのはパート A の部分であり、具体的には以下の事項から構成される。

#### 1. ファンドについての情報

- (ア) パスポート・ファンドの名称
- (イ) パスポート・ファンドの詳細(例:パスポート・ファンドの法的な構成および種類)
- (ウ) 許容される投資、ポートフォリオ・アロケーションの制限、エクスポージャーの上限その他の制限
- (エ) ホーム国における募集
- (オ) 手数料およびパフォーマンス・フィー
- (カ) 監査人の詳細
- (キ) パスポート・ルールに依じた根本規則の更新に関する情報

#### 2. ファンドの運営者についての情報

- (ア) ライセンスを有する運営者の名称および商号
- (イ) 登録された事務所および本社の住所
- (ウ) 連絡先
- (エ) 運営者の資格(運用している資産価値の合計、役員の資格、財源、組織構成および運用者または関連当事者のトラックレコード)
- (オ) 運営者による役割の委任(他のエンティティへの役割の委任または再委任ならびに委任先のエンティティの名称および所在国(ファンドの資産価値の 20%超についての投資運用機能が他のエンティティへ委任されている場合に要求される))

#### 3. 関係当事者についての情報

- (ア) 販売会社
- (イ) パスポート・ファンドの資産のカストディ
- (ウ) ファンドの独立監視機関
- (エ) 年次レビューの担当機関

#### ④ARFPにおける税の取扱いに関するワーキング・グループ

ARFP に関しては、各パスポート参加国における税制上の取扱いの平等性をいかに確保するかが従来から論点となっている。具体的には、ファンドが投資を行う国における運用益に対する課税、ファンドが設立されたホーム国におけるファンドへの課税およびファンドに投資する投資家への課税等について、各パスポート参加国における税制の相違から不平等が生じる点が指摘されている。これに関連し、報道等によれば、シンガポールはシンガポール以外をホーム国とするパスポート・ファンドと、シンガポールで組成された国内ファンドの税制上の取扱いの公平性が担保されるかについての懸念から、ARFP への参加を見合わせているとされている。

このような問題点を踏まえ、2017 年 10 月に開催された合同委員会の第 3 回対面会合に関するプレスリリースには、(当該時点において)合同委員会が税制上の中立性の確保について取り組むワーキング・グループを 2017 年 10 月に開催する予定と記載されている。協力覚書締結国の今後の増加、ひいてはパスポート・ファンドの普及にあたっては、税制上の問題を解決することが重要なポイントと考えられるため、これまでの議論に基づき、今後どのような取組みが行われるかが注目される。

### 3 日本における進捗状況

上記 2(2)③のアンニュアル・レポートによると、その公表時点である 2017 年 7 月において、日本では、2017 年中にパスポート・ルールに基づいて金融商品取引法に基づく関連する内閣府令の改正を含む所要の措置が行われる予定とされている。また、金融庁は日本証券業協会および投資信託協会とともに、かかる自主規制機関における新たなルール策定に取り組んでおり、2018 年初めにはホスト国としてパスポート・ファンドを受け入れる準備が整う予定と公表されている。

これに関連して、日本証券業協会では、「外国証券の取引等に関するワーキング・グループ」において議論が行われており、特に日本以外の国をホーム国とするパスポート・ファンドの輸入に関連して、「外国証券の取引に関する規則」の改正についての検討が行われている。具体的には、日本以外の国をホーム国とするパスポート・ファンドがパスポート・ルールに適合するかどうかをホスト国として確認するにあたり、「外国証券の取引に関する規則」においてパスポート・ファンド専用の選別基準を設けること等が検討されている。

一方、投資信託協会においては、「アジア地域ファンド・パスポート(ARFP)制度の促進に関するサブワーキンググループ」を中心に関連する議論が行われており、特に日本をホーム国とするパスポート・ファンドの輸出に関連して、海外の販売会社との連携や、輸出に適したファンドのスキーム等について検討が行われている。

上記の金融商品取引法に基づく関連する内閣府令の具体的な改正案や、日本証券業協会および投資信託協会の関連するルールの内容は本ニュースレターの時点において明らかにはなっていないが、2018 年上半期中と見込まれる ARFP の運用開始を控え、これらの準備作業が今後進められると考えられることから、ARFP 全体の進捗状況とあわせ、国内での制度整備に向けた動きも引き続き注目される。

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。  
弁護士 竹岡 真太郎([shintaro.takeoka@amt-law.com](mailto:shintaro.takeoka@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[cm-newsletter@amt-law.com](mailto:cm-newsletter@amt-law.com)までご連絡下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins10.html>にてご覧いただけます。
  - Capital Markets Legal Update 発行責任者  
弁護士 多賀大輔、広瀬卓生、吉井一浩、福田直邦